

憲法とキリスト教：第6回 天皇型人権

南野， 森
九州大学大学院法学研究院：教授

森島， 豊
青山学院大学：教授

久保， 文彦
上智大学基盤教育センター：講師

小林， 剛

<https://hdl.handle.net/2324/7343251>

出版情報：福音宣教. 77 (6), pp.2-9, 2023-06-01. オリエンス宗教研究所
バージョン：
権利関係：



論なのかということ、また考えの合理性、人間の考えとして尊重すべきであるかという基準を取り出さざるを得ないということが憲法を運用する上で重要なポイントだと思うのですが、そんな理解でよろしいでしょうか。

南野 ヘイトスピーチのこともきちんとお話しするべきでした。この問題は極めて深刻です。特に、在日朝鮮人・韓国人に対してのヘイトです。神奈川県川崎市とか、東京都新宿区新大久保などで異常な事態になっています。裁判では京都の朝鮮学校の前で「日本から出ていけ」などと怒号をあげたことにつき、刑事裁判で侮辱罪や威力業務妨害罪、名誉毀損罪で有罪判決が出て、また民事裁判で損害賠償が認められています。

これに関して、憲法学の中では大きく分けると二つの考え方があります。一つは、伝統的な表現の自由論で、米国で有力な考え方です。米国は表現の自由を重視する国で、言論に対しては言論で対抗しようという原理・原則があります。

これに対してヨーロッパ大陸の多くの国では、ナチズムを称賛するとか、「ガス室はなかった」というようなこと（「アウシュヴィッツの嘘」を言うと、民事・

刑事で制裁を受けることになります。

つまり害悪をもたらすものであっても言論の自由の行使に対しては言論で対処しようという米国の考え方と、言論にも限界があり、言ってはいけないことを言った場合は刑事罰を含めて制裁を受けるべきだというヨーロッパの考えがあるわけです。

一〇年ぐらい前までは、日本の憲法学では米国的な考え方が主流でした。ところが川崎市や大阪市などの動きを先駆けとし、その後日本でもヘイトスピーチの対策法ができました。だんだんと、言論の中でも許されないものがあって、それに対しては制裁を科さなくてはいいけないという考えに変わってきました。

小林 ありがとうございます。森島先生、何か考えがあればお願いいたします。

自由獲得のプロセスでできた憲法と、その限界

森島 憲法、法を運用している現場では難しい応用問題がたくさんあるのだと感じました。やはり「自由」という言葉でも、それを「自分勝手」と思い違いを日本人はしてしまうことがあります。元々自由というのは「〴〵からの自由」という意味で使われていたはず

巻頭特別企画

憲法とキリスト教

第6回 天皇型人権



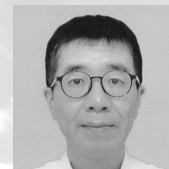
南野 森

みなみの・しげる ● 1970年京都府生まれ。九州大学法学部教授。著書に『憲法主義』、『憲法学の世界』等。本誌に「京・江戸・博多、そして巴里」を連載中。



森島 豊

もりしま・ゆたか ● 1976年神奈川県生まれ。青山学院大学教授・宗教主任。涙骨賞最優秀賞。『抵抗権と人権の思想史』（教文館、2020年）で青山学院学術賞。



久保文彦

くぼ・ふみひこ ● 1965年長野県生まれ。上智大学・基盤教育センター講師。聖書学・キリスト教人間学を専攻。カトリック東京教区信徒、『福音宣教』編集企画委員。



小林 剛

こばやし・ごう ● 1967年千葉県生まれ。本誌編集長、哲学研究者。著書に『旧約聖書に見るあがないの物語』（オリエンツ宗教研究所）など。

前回、本誌編集長小林と南野氏とのやり取りの中、南野氏から、個人の内面の自由を認めた時に、それが真摯に考えられた思考の結果なのか、あるいはそうでないか、という区別を権力にはさせない、というのが憲法の原則的立場だという指摘がありました。他方、実際の法的紛争の現場では、真摯な主張であるかどうか結論を左右することもありますが、ご紹介いただきました。今回はそれに関し小林の側の返答からです。

ヘイトスピーチの場合

小林 私は（前回の）南野先生とのやり取りの中で、ヘイトスピーチのことを考えていました。「何々人は出ていけ」などという主張は、聞いた人にとっては非常にショックで、迷惑行為です。でも「いや、私はそう思っているんだ」と誰かが主張するときに、「どうしてそう思うのですか」「こういう理由です」「それは事実誤認です」というように議論が始まるのだったらある程度意味もあると思うのです。しかし「ただ何々人が嫌いなだけだ。文句あるか」ということになること、分断されたままになってしまいます。その意味で、憲法解釈の現場で、最終的にどれほど真面目に考えた結

です。「非人間的な行動からの自由」、要するに自分が信じている信仰を信じられないように国家が圧力をかけてきた時に、そこからの自由への戦いという意味で用いられたのです。

「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」という名文が憲法九七条にあります。基本的人権はそういう多年にわたる努力があつて憲法で保障する成果に至つたというのは事実だと思います。

南野先生のお話をお聞きした感想なのですが、そういうプロセスの中ででき上がつた憲法ですから、実際の運用の場面、応用問題において限界があるのではないかと、ということをお話をお聞きしながら感じていた次第です。

ですから社会の中でいろいろな問題が起きて、それに対応するため憲法の文言を解釈したり、運用したりする時に、例えば「どういう存在が人間らしいと言えるのか」というような基準を社会が形成していくことがとても大事だと思います。ちょうど空に風が揚がっているのも風系がなければどこに行ってしまうのかわからないように、自由というのは基準がなければいけません。何をもちて人間らしいと言えるのか、と

ざるを得ず、そこで議論が始まり、自然に調整されていくと思います。そうであれば米国流でもいいと思うのです。

ところが日本にそういう文化があるか、と言えば、残念ながら、あまりないと思います。この空恐ろしさについて森島先生にお伺いしたいです。南野先生が以前（本誌二月号で）おっしゃったように、憲法の改正案で「個人」の「個」をとることの恐ろしさを改めて感じました。一字変えるだけでまったく意味が違ってきます。今、尊重されるべき側面は何か、という話題になっていました。が、「人として尊重される」と言つた時に、「尊重されるべき人」とは何なのか、考えてみました。「それは人としてどうなのだ」と言います。「人としてちゃんとしているならば尊重しよう」「お前のやっていることは人としてなつとらん」と、多分自民党の改正案の草案はそういう考え方なのではないか。つまり、日本の社会の中で常識的に「人」とはこういうものだという理解があり、「みんなそうしているでしよ。それをするなら尊重するし、やらないのであれば尊重しません」と、そういう同調圧力のようなものを日本国憲法に読み込もうとする、皮肉な意味で巧み

いうことがはつきりしている社会でないと、この法はうまく活かしていけないのではないかと、ということを考えさせられます。

もう一言言うと「人をモノ扱いしない」、つまり自分の自己実現のための道具としないということ、そこにいる存在が「人格として、人間として生きているのだ」ということがどのように基礎づけられるのかということが大事だと思います。この人間観の形成に世界の歴史の中で福音伝道が大きな影響を与えました。残念ながら、現在のキリスト教会はこの点で力を失っているようにも思えます。人間の自由と人権を基礎づけた福音の社会的影響を今日に活かすとしたら、教会は社会の中でどういうあり方ができるのか、ということについてもっと対話したいと思いました。

政府がつくるつもりでいる人間像

小林 ありがとうございます。日本はどちらかというと米国の影響を受けていて、スピーチにはスピーチで対抗というお話がありました。そういう文化が身についている人々であつたなら、「なぜそういうことを言うのだ」「それはこうこうだから」と根拠を出さ

な改正案と思いますが、森島先生、いかがでしょう。

森島 私も自民党の改憲草案については大きな問題意識をもっている一人です。まず、「人間とは何をもつて人間らしいと言えるのか」というのは、場所、文化、立場によつて違うと思います。例えば「目上の人の言うことをちゃんと聞く人間が人間らしい」、あるいは「大人しい」「いい子だ」という言い方にその国の人間観が表現されているかもしれない。他方、「全然意見を言わないのは人間とみなされない」という真逆の人間観をもっている国もあるでしょう。そんな中、日本では「どういう人間が人間らしいか」、あるいはもう少し深く政治的な視点で考えると、「どういう人間を政府は作るうとしていいのか」、こういうところが大きな問題なのだと思うのです。

人に迷惑をかけないというのはとても大事なこともかもしれません。でもそれが「空気を読む」という生き方になるとどうなのか。「みんなと一緒」というのも悪い話ではないと思います。でも「同じユニフォームを着なければいけない」「同じ髪型をしなければならぬ」「同じ振る舞いをしなければならない」、そういう人間でなければこの社会では生きていけないという

ようなことになれば生きづらいし、自分というものを見失いがちな生き方を強いられることになります。それこそ、不自由なのです。さらに言えば、その場所は海外から来られた方が生きづらい社会なのです。

そこでとても大事なことは、自民党の改憲草案が「どんな人をつくらうとしているのか」、そして「なぜそのような人間を求めているのか」という理由を、本当に問わなければならないのです。

列強に対して二つとなって対処する

小林 自民党、あるいは現政府がいろいろ考えて導こうとしているのならばまだしも、もしかすると彼らも自覚しないまま一つの流れに乗ってしまっているという恐ろしさを私は感じています。

そこで森島先生に、日本史を絡めた話をお聞きしたいのです。実は日本国憲法が登場する前から日本社会では人権という言葉が使われていました。しかもそこに非常に特異な意味が与えられていました。それが日本国憲法の登場によって消えてしまったのではないか。その影響力は今日に至るまで日本社会にかなりあるのではないかと思うのです。つまり森島先生が「天皇型

人権」とお呼びになっていることについて教えていただけです。

森島 このことを尋ねてくださり感謝いたします。日本独自の人権理解があるということを皆さんにご紹介できることをうれしく思います。

まず前提として、研究の中で感じていることを報告します。私は政府の立場に立っている人のことも理解しなければいけない、と思いつながらいろいろと調べています。おそらく、為政者、国をどのようにしているのかと考えている方々は、悪いことをしてやろうと思いつて取り組んでいるとは私には思えません。むしろ、どうにかしてこの国を守つていこうと、あるいはどうにかしてこの国を、彼らの考える「良い国」にしているかと思いつて行動しているのだと思います。そのプロセスの中で日本人の国民性とか、日本人はどういう存在なのか、などを考えていたのではないかと私は感じながら調べています。

その一つのポイントになるのが明治時代から始まる近代日本の国のあり方です。幕末から明治にかけて欧米列強国が日本にやってきた時に、このままいくと日本もアジアの諸国のように植民地支配されていくとい

う恐れがエリートたちになりました。そんな中、アヘン戦争で中国が半植民地化されました。この流れの中で日本を守るためにどうしたらいいのかを考えた人たちがいました。例えば会沢正志斎（幕末の儒学者）などです。そういう人々は、日本は一つになり、一丸となって対処するべきだと考えました。なぜならば、日本が一つになっていなかったからです。当時は諸藩に分かれていて、藩が国家のようなものでした。一国の主がいて、隣の国の出来事は関係ない、そういう時代でした。ですから、隣の藩に外国が攻めてきても一緒に戦えない現実があったのです。一つになるということが非常に難しい状況の中、エリートたちは、一つになる、という理念を考えました。それが「一君万民」という考え方です。一人の君主のもとに、万民、つまりみんなが仕える、という国のかたちです。少し前の言葉で言う、「国体」です。この場合の一人の君主は天皇になります。天皇のもとで皆が平等に仕える、こういう国のかたちをエリートたちが考え、その影響を受けた人たちが「王政復古の大号令」とともに新しい国家、明治政府をつくっていくというプロセスがありました。

危険視された思想「抵抗権」

森島 明治政府は、富国強兵のため海外から近代化したいいろいろな考え方を吸収します。その中で為政者たちが非常に危険視した思想がありました。それは「自分を守るため君主や国家に抵抗する権利」、言い換えれば「抵抗権」です。

そのような抵抗思想が外来から入ってくることを為政者たちは何とか防ごうとしていました。君主に抵抗する権利が認められると、一君万民の国のかたちが崩壊すると思ったからです。儒教思想を重んじたエリートたちも、日本では君主に従う存在が人間らしいのであって、そうでない存在は自分勝手な「禽獣」に等しいと主張しました。君主（天皇）に服従することは明治国家体制において絶対に必要な事柄だったので

この点において、キリスト教は常に警戒の対象になりました。日本の為政者たちは、キリスト教の信仰の中に抵抗する考え方を助長するようなものがあるというところを、明治政府だけではなく、江戸時代から政治的嗅覚によって察知していたのです。日本の教会指導者たちは、この弁明に奔走することにもなるのです。

「みんな一緒だ」ということにされた「人権」

森島 また、政府は自由民権運動に入ってくる外来思想、特に天賦人権の考えにも対処しました。

そこで欧米と異なる人権概念を生み出します。それが最初に政府が「人権」という言葉を用いた徴兵制の中に表れています。『徴兵の詔』^{みことのり}、つまり天皇が直接に語りかけて『徴兵告諭』という徴兵制を施行する文書の中で「人権」という言葉が出てきます。

そこで何が書かれているかというところ、明治維新によって身分の格差がなくなり、「自由ノ権」を手に入れた、と書いてあります。そして「人権ヲ齊一（皆一様）ニ」するという言葉が出てきます。

つまりここで言われている「自由」とは、「個人の自由」とか、「宗教の自由」とか、そういう個人を尊重していることではなく、「身分がなくなった」ということを「自由」と言ったのです。さらに、「人権ヲ齊一ニ」という言葉が何を意味しているかというところ、「上下ヲ平均（に）シ」た、つまり上下の格差がなくなった、と言っているのです。要するに、「みんな一緒」ということを「人権」と呼んだのです。もちろん日本には自由民権運動の中に入った天賦人権の思想も

利は保障されないわけです。この原理は、戦争時代に「非国民」と呼んだ原理と同じです。従わなかったら権利は保障されないと、社会全体が同調圧力でやってくわけです。

私は、拙著『抵抗権と人権の思想史』の中で、欧米と異なる日本の人権を区別するために「天皇型人権」と名づけました。天皇を根拠にしているからです。日本というのは、そういう国づくり、国民性を育んでいったのではないか、というのが私の見方です。これが戦後も精神的なあり方において残っているのではないかと思います。

自民党の改憲草案というのは、これを精神的なところからさらに進んで法制化しようとしているのではないかと思います。そんなところがありませんか、というのが私から日本の皆さんへの問いでもあります。小林 大変興味深い考察だと思います。そうすると、人権という言葉で語られていることの中身はいわばネガティブな内容になると思います。身分の差がなく、皆同じだということ、尊重すべきポジティブな面は天皇に仕えるということになります。皆まとまって列強と戦い独立を保つということがメインです。その上

あります。しかし、政府が公に発言した「人権」という言葉は「みんな一緒だ」という意味で使われたのです。したがって、日本の「人権」は「平等」だけを意味する傾向があるのです。実際に、言論の自由が侵されても国民的反対運動が起きませんが、不平等や不公平に対して強烈な不満が噴き出す国民性が今でも見られます。若い人たちでもみんなと一緒であることに安心を覚えています。自由よりも平等を重視する日本人の国民性は、この時代に淵源があるのではないのでしょうか。

忠誠心があれば人権はない——非国民

森島 その日本の人権は誰が保障したか、と言うと、明治天皇だったわけです。なぜなら、身分が平等になったことを保証したのは明治天皇による勅令だったからです。そして『徴兵告諭』の「人権」では、天皇に仕えることにおいて身分格差と関係がない、と謳っています。つまり天皇への忠誠心において身分の差はない、と言ったわけです。これは裏を返して言うと、忠誠心がなければ人権は保障されない、ということなのです。従わなかったら、その人の人間として生きる権

で身分の差がない、ということと人権、ということが理解されているということです。戦争が終わり、忠誠をつくすべき天皇ということは否定されたわけですから、ネガティブな部分だけが残ってしまったのではないかと。つまり、「みんな違わないよ」ということだけが残った。戦前は曲がりなりにも天皇に仕えてまとまって外国と戦うという目的が一応あったのが、戦後、そういう目的がなく、ただただ「みんな一緒」という考え方だけが残ったとすると、違う人がいると「なんであいつだけが」「自分は損している」というような、そういう発想になっていく、ということが極めて分かりやすく説明されます。

そのことと、南野先生と議論したような自由権ということが混同されるというか——そう言い切っているか分かりませんが——結局は個人が勝手に自分の要求をするということは、日本の常識からするとおかしく、わがままで、だから抜け駆けするな、という理解になってくるのではないのでしょうか。

【続く】

二〇一三年二月二〇日、Zoomにて実施